

教科用図書東濃採択地区協議会 規約

第1章 総 則

（目的）

第1条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、東濃採択地区内の市立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 協議会は、教科用図書東濃採択地区協議会という。

（協議会を設ける市の教育委員会）

第3条 協議会は、次に掲げる市の教育委員会（以下「各市教育委員会」という。）が、これを設ける。

- （1） 多治見市教育委員会
- （2） 土岐市教育委員会
- （3） 瑞浪市教育委員会
- （4） 恵那市教育委員会
- （5） 中津川市教育委員会

第2章 組 織

（組織）

第4条 協議会は、委員35人をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 各市教育委員会の教育長
- （2） 各市教育委員会の教育委員の代表それぞれ1人
- （3） 各市教育委員会の教科用図書採択事務担当課長
- （4） 各市教育委員会がそれぞれ指名する小・中学校の校長それぞれ1人及び教員それぞれ1人
- （5） 各市教育委員会がそれぞれ指名する採択地区内の学識経験者それぞれ1人及び保護者それぞれ1人

- 2 委員の任期は、委嘱を受けた日から同年8月31日までとする。ただし、同年9月1日以降に再度協議する必要がある場合は、この限りではない。
- 3 任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 5 前年度と同一の教科用図書を採択することとなっている年度については、東濃地区教育長会を採択地区協議の場とすることができる。

(役員)

第6条 協議会には、会長、副会長及び監査をそれぞれ1人置く。

第7条 会長は、委員のうちから互選する。

- 2 会長の任期は、選ばれた日から同年8月31日までとする。ただし、同年9月1日以降に再度協議する必要がある場合は、この限りではない。
- 3 任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、協議会の会務を総理する。

第8条 会長は、あらかじめ副会長及び監査を指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 監査は、協議会の会計を監査する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、本協議会で定めるところに置き、協議会の庶務を執り行う。

第3章 会 議

(会議の招集)

- 第10条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、最初の協議会の会議のみ東濃地区教育長会長が招集する。
- 2 委員5人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
 - 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除

く各市教育委員会に所属する委員それぞれ1人以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
- 4 協議会の規約を変更しようとするときは、各市教育委員会の協議によりこれを行わなければならない。
- 5 会長は、協議会を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(教科用図書の選定の方法)

- 第12条 教科用図書の選定は、第15条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した選定に必要な資料その他を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。
- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
 - 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
 - 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

- 第13条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく各市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(採択についての協議が調わない場合の対応)

- 第14条 各市教育委員会において、採択についての協議が調わない場合は、再度協議会を開くことができる。

第4章 研究員

- 第15条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、研究員を置く。
- 2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有し、各市教育委員会の推薦を受けた者のうちから会長が委嘱する。
 - 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。
 - 4 研究員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調

査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告するものとする。

第5章 公正確保

第16条 委員及び研究員は、協議に関して守秘義務が課せられることを踏まえ、公正確保に努めなければならない。

第6章 議事録及び資料の公表

第17条 協議会の会議の議事録、第15条第4項の資料、規約、設置・運営方針及び採択結果一覧については、各市教育局において、教科用図書を選定した後、遅滞なく公表しなければならない。

第7章 経費の支弁の方法

第18条 協議会に要する費用は、各市が負担する。

附 則

附 則 この規約は、平成17年5月30日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年5月15日から施行する。

附 則 この規約は、平成23年12月2日から施行する。

附 則 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成26年5月30日から施行する。

附 則 この規約は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員の代表」とあるのは「教育委員長」とする。